

# 特定不妊治療費助成事業

(体外受精・顕微授精)

令和3年1月1日以降に  
終了した治療から  
支援を拡充しました

## 所得要件

- ◆所得制限なし

## 助成上限額

- ◆「1回の治療」あたり 30万円 (治療ステージC・Fは10万円)
- ◆男性不妊治療 (精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を行った場合は、上記に加え、1回につき 30万円まで助成

## 助成上限回数

- ◆1子ごとに6回まで (40歳以上43歳未満は3回まで)  
→出産または妊娠12週以降の死産により、助成回数をリセットすることができます。

